

# 鳥取県水産業経営支援協議会規約

## (名 称)

第1条 本会は、鳥取県水産業経営支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は、鳥取市青葉町三丁目111鳥取県信用漁業協同組合連合会内に置く。

## (目 的)

第3条 協議会は、厳しい経営環境に直面している県内漁業者の経営の健全化と経営的地位の向上を図るため、漁業関係団体の有機的な連携のもと、漁業者の経営支援を行い、もって漁業者の経営管理能力の向上と財務体质の改善を図る。

## (事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 漁業経営支援施策の検討・樹立・提言に関すること。
- (2) 経営に関する相談・支援機関として、別に設置される「漁業経営相談室」の支援に関すること。
- (3) 漁業経営改善についての各種支援施策の普及及び漁業者ニーズの把握に関すること。
- (4) その他、漁業者の経営支援に関すること。

## (構 成)

第5条 協議会は、次の団体をもって構成する。

鳥取県漁業協同組合  
田後漁業協同組合  
赤崎町漁業協同組合  
鳥取県信用漁業協同組合連合会  
鳥取県漁業信用基金協会

全国広域漁船保険組合鳥取県支所  
全国合同漁業共済組合鳥取県事務所  
全国共済水産業協同組合連合会鳥取県事務所

- 2 協議会には、オブザーバーを設けることができる。
- 3 協議会の委員は、8名で構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会長、副会長、監事)

第6条 協議会に、会長、副会長1名及び監事1名を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- 5 任期は2年間とする。但し、再選は妨げない。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の運営に関して必要がある場合には、構成員以外の者の参画を求めることができる。

3 協議会には、専門的事項を処理するための部会を設置することができる。

(事業年度)

第8条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(運営経費)

第9条 協議会の運営経費は、参加構成団体の負担金と他団体等からの助成金ほかをもって充てるものとし、その取り扱いは、協議会で決定する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、鳥取県信用漁業協同組合連合会に置く。

2 事務局には事務局長を置き、鳥取県信用漁業協同組合連合会の常務理事を以って充てる。

(その他)

第11条 この規約のほか、必要な事項については、協議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

別表(協議会委員の構成)

区分	団体名	役職名	備考
委員	鳥取県漁業協同組合	代表理事専務	副会長
〃	田後漁業協同組合	代表理事組合長	
〃	赤崎町漁業協同組合	代表理事組合長	
〃	鳥取県信用漁業協同組合連合会	常務理事	
〃	鳥取県漁業信用基金協会	理事長	会長
〃	全国広域漁船保険組合 鳥取県支所	所長	監事
〃	全国合同漁業共済組合 鳥取県事務所	副所長	
〃	全国共済水産業協同組合連合会 鳥取県事務所	所長	
オブザーバー	農林中央金庫 岡山支店	JFマリンバンク 中国地区担当部長	